

健康経営優良法人認定制度について(お知らせ)

健康経営優良法人認定制度とは、地域や職域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

従業員や求職者、関係企業が金融機関などから、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目標として運用が開始されています。

また、当組合としても、加入者の皆様の健康保持・増進、健康寿命の延伸を図るため様々な保健事業を行っております。

組合の保健事業もご活用していただき、事業主様と相互に連携・協力し、事業所及び加入者の健康づくり等に向けた取り組みに役立てていただければ幸いです。

健康経営優良法人認定制度の流れにつきましては、下記のとおりになりますので、ご確認の上、同制度の健康づくりの取り組みに積極的にご参加下さい。

○ 健康経営優良法人には2つの認定対象があります。

	【大規模法人部門】 健康経営優良法人 ホワイト500	【中小規模法人部門】 健康経営優良法人
製造業その他	301人以上	300人以下
卸売業	101人以上	100人以下
小売業	51人以上	50人以下
サービス業	101人以上	100人以下

大規模法人部門と中小規模法人部門では申請方法が異なりますのでご注意ください。

○ 大規模法人部門 申請の流れ

① ステップ1 (健康経営度調査に回答する)

経済産業省が実施する「令和○年度健康経営度調査票」を取得の上回答する。

↓

② ステップ2 (認定基準の適合状況の判定を受け取り、申請資格を得る)

↓

③ ステップ3 (申請書を提出する)

事業所での取り組みが十分に実施できている場合は、健康経営優良法人申請書・誓約書を作成し、健康経営優良法人認定事務局に提出する。

○ 中小規模法人部門 申請の流れ

① ステップ1 《健康宣言を行い、申請資格を得る》

健康宣言を行い、エントリーシートを当組合に提出する。

後日、健保連大阪連合会から当組合を經由して事業所へ「健康宣言の証」を贈呈します。（エントリーシートは当組合ホームページに掲載）

↓

② ステップ2 《自社の取り組みを確認して実施する》

認定基準の適合状況を自主確認をし、事業所が一体となって健康づくりに取り組みます。

↓

③ ステップ3 《申請書を提出する》

事業所での取り組みが十分に実施できている場合は、健康経営優良法人申請書・誓約書を作成し、健康経営優良法人認定事務局に提出する。

※ 健康経営優良法人認定制度の詳細・認定基準・入手方法については経済産業省HPでご確認下さい。（http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html）

○ 健康宣言とは（ステップ1）

企業自らが従業員の健康づくりに取り組むことを内外に表明することと言えます。エントリーシートの記入については、各企業の実情に応じた宣言事項を選択し、にチェックを入れてください。

記載事項以外は自主で取り決めて、空欄に記載をお願いいたします。

宣言された内容については、健康保険組合連合会大阪連合会に情報提供をいたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○ ホームページの紹介（掲載）

「健康宣言の証」を贈呈した事業所は健康づくりに取り組んでいる企業として、当組合のホームページで紹介（掲載）いたしますので、紹介（掲載）を希望されない場合は、にチェックを入れて下さい。健康保険組合連合会大阪連合会についても同様です。